

手数料の見直し（案）

事務の名称	建築基準法関係事務
-------	-----------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

<建築物確認申請又は通知に係る審査手数料>

（単位：円）

区分		単位	料金				
			改定前	改定後（案）	改定見込額		
当該申請又は通知に係る建築物の標準審査	床面積の合計	30㎡以内	件	11,000	<u>11,400</u>	400	
		30㎡を超え100㎡以内	件	20,000	<u>21,700</u>	1,700	
		100㎡を超え200㎡以内	件	31,000	<u>32,600</u>	1,600	
		200㎡を超え500㎡以内	件	45,000	<u>47,500</u>	2,500	
		500㎡を超え1,000㎡以内	件	48,000	<u>48,100</u>	100	
		1,000㎡を超え2,000㎡以内	件	71,000	<u>72,000</u>	1,000	
		2,000㎡を超え10,000㎡以内	件	207,000	<u>211,000</u>	4,000	
		10,000㎡を超え50,000㎡以内	件	311,000	<u>317,000</u>	6,000	
		50,000㎡を超える	件	531,000	<u>540,000</u>	9,000	
当該申請又は通知に係る建築物の仕様基準の審査	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）の確認を申請し、又は通知する場合	床面積の合計	200㎡未満	件	12,000	<u>12,700</u>	700
			200㎡以上	件	13,000	<u>14,100</u>	1,100
	共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の確認を申請し、又は通知する場合	床面積の合計	300㎡未満	件	22,000	<u>23,100</u>	1,100
			300㎡以上2,000㎡未満	件	34,000	<u>35,900</u>	1,900
			2,000㎡以上5,000㎡未満	件	53,000	<u>56,600</u>	3,600

<建築物確認申請又は通知に係る審査手数料>

(単位：円)

区分			単位	料金		
				改定前	改定後 (案)	改定見込額
当該申請又は通知に係る建築物の仕様基準の審査	床面積の合計	5,000㎡以上	件	69,000	73,400	4,400

(単位：円)

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後 (案)	改定見込額
建築設備確認申請又は通知に係る審査手数料	件	11,000	11,000	0
建築設備計画変更確認申請又は通知に係る審査手数料	件	7,000	7,000	0
工作物確認申請又は通知に係る審査手数料	件	11,000	11,000	0
工作物計画変更確認申請又は通知に係る審査手数料	件	6,000	6,000	0

【備考】

改正前	改正後 (案)
1 「仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年／経済産業省／国土交通省／令第1号）第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。	1 (同左)
2 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。	2 (同左)
3 「複合建築物」とは、1つの建築物において、住宅の部分と住宅以外の用途に供する部分を併せて有するものをいう。	3 (同左)

【備考】

改正前	改正後（案）
<p>4 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。</p> <p>イ 建築物を建築する場合（ロに掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積</p> <p>ロ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</p> <p>ハ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（ニに掲げる場合を除く。）当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一</p> <p>ニ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一</p>	<p>4 （同左）</p>
<p>5 建築物確認申請又は通知に係る審査手数料については、建築物の仕様基準の審査を要しない場合は一の区分に掲げる金額とし、建築物の仕様基準の審査を要する場合は一の区分に掲げる金額に二の区分に掲げる金額を加算した金額とする。</p>	<p>5 （同左）</p>

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金			
			改定前	改定後(案)	改定見込額	
構造計算適合性 判定手数料	床面積の合計	1,000㎡以内	件	206,000円 (140,000円)	<u>207,000円</u> (140,000円)	-
		1,000㎡を超え2,000㎡以内	件	272,000円 (173,000円)	<u>273,000円</u> (174,000円)	-
		2,000㎡を超え10,000㎡以内	件	305,000円 (189,000円)	<u>306,000円</u> (190,000円)	-
		10,000㎡を超え50,000㎡以内	件	404,000円 (239,000円)	<u>405,000円</u> (240,000円)	-
		50,000㎡を超える	件	735,000円 (404,000円)	<u>735,000円</u> (405,000円)	-

【備考】

改正前	改正後(案)
1 床面積の合計は、建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定による構造計算適合性判定を要する建築物一棟当たりについて算定する。	1 (同左)
2 建築基準法第20条第1項第2号イ又は同項第3号イに規定するプログラムにより構造計算が行われたものは、()内の金額とする。	2 (同左)

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
建築物完了検査 申請又は通知に 係る検査手数料	床面積の合計	30㎡以内	23,000円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、27,000円)	24,200円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、 <u>28,200</u> 円)	-
		30㎡を超え100㎡以内	27,000円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、31,000円)	28,400円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、 <u>32,400</u> 円)	-
		100㎡を超え200㎡以内	36,000円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、40,000円)	38,000円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、 <u>42,000</u> 円)	-
		200㎡を超え500㎡以内	51,000円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、55,000円)	51,600円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、 <u>55,600</u> 円)	-
		500㎡を超え1,000㎡以内	53,000円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、59,000円)	55,900円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、 <u>61,950</u> 円)	-

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
建築物完了検査申請又は通知に係る検査手数料	床面積の合計	1,000㎡を超え2,000㎡以内	74,000円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、82,000円)	74,800円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、 <u>83,500</u> 円)	-
		2,000㎡を超え10,000㎡以内	178,000円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、195,000円)	181,000円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、 <u>199,100</u> 円)	-
		10,000㎡を超え50,000㎡以内	260,000円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、291,000円)	260,000円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、 <u>292,800</u> 円)	-
		50,000㎡を超える	455,000円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、504,000円)	455,000円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、 <u>506,600</u> 円)	-

【備考】

改正前	改正後(案)
1 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。 イ 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積 ロ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の1/2	1 (同左)

【備考】

改正前	改正後
2 「建築物エネルギー消費性能基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に定める基準をいう。	2 （同左）

(単位：円)

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
建築設備完了検査申請又は通知に係る検査手数料	件	16,000	16,000	0
工作物完了検査申請又は通知に係る検査手数料	件	12,000	12,000	0

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
中間検査を受けた建築物完了検査申請又は通知に係る検査手数料	床面積の合計	30㎡以内	21,000円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、25,000円）	21,900円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、 <u>25,900</u> 円）	-
		30㎡を超え100㎡以内	25,000円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、29,000円）	26,800円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、 <u>30,800</u> 円）	-
		100㎡を超え200㎡以内	35,000円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、39,000円）	36,600円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、 <u>40,600</u> 円）	-

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
中間検査を受けた建築物完了検査申請又は通知に係る検査手数料	床面積の合計	200㎡を超え500㎡以内	49,000円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、53,000円)	51,600円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、 <u>55,600</u> 円)	-
		500㎡を超え1,000㎡以内	52,000円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、58,000円)	52,900円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、 <u>58,950</u> 円)	-
		1,000㎡を超え2,000㎡以内	69,000円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、77,000円)	69,800円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、 <u>78,500</u> 円)	-
		2,000㎡を超え10,000㎡以内	161,000円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、178,000円)	163,000円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、 <u>181,100</u> 円)	-
		10,000㎡を超え50,000㎡以内	252,000円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、283,000円)	257,000円(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、 <u>289,800</u> 円)	-

(単位：円)

手数料の名称・区分			単位	料金		
				改定前	改定後（案）	改定見込額
中間検査を受けた建築物完了検査申請又は通知に係る検査手数料	床面積の合計	50,000㎡を超える	件	445,000円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、494,000円）	464,000円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、515,600円）	-

【備考】

改正前	改正後（案）
1 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。 イ 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積 ロ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の1/2	1 （同左）
2 「建築物エネルギー消費性能基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に定める基準をいう。	2 （同左）

(単位：円)

手数料の名称・区分			単位	料金		
				改定前	改定後（案）	改定見込額
中間検査を受けた昇降機完了検査申請又は通知に係る検査手数料			件	14,000	14,000	0
建築物中間検査申請又は通知に係る検査手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計	30㎡以内	件	20,000	<u>21,200</u>	1,200
		30㎡を超え100㎡以内	件	23,000	<u>24,400</u>	1,400
		100㎡を超え200㎡以内	件	32,000	<u>33,600</u>	1,600
		200㎡を超え500㎡以内	件	44,000	<u>46,200</u>	2,200
		500㎡を超え1,000㎡以内	件	49,000	<u>49,400</u>	400
		1,000㎡を超え2,000㎡以内	件	66,000	<u>66,700</u>	700

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金			
			改定前	改定後(案)	改定見込額	
建築物中間検査申請又は通知に係る検査手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計	2,000㎡を超え10,000㎡以内	件	147,000	<u>150,000</u>	3,000
		10,000㎡を超え50,000㎡以内	件	222,000	<u>226,000</u>	4,000
		50,000㎡を超える	件	407,000	<u>415,000</u>	8,000
昇降機中間検査申請又は通知に係る検査手数料		件	16,000	16,000	0	
工作物中間検査申請又は通知に係る検査手数料		件	13,000	13,000	0	
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料		件	120,000	<u>122,000</u>	2,000	
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料		件	27,000	27,000	0	
建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料		件	33,000	33,000	0	
公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料		件	33,000	33,000	0	
道路内における建築認定申請手数料		件	27,000	27,000	0	
公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料		件	160,000	<u>161,000</u>	1,000	
壁面線外における建築許可申請手数料		件	160,000	<u>161,000</u>	1,000	
都市計画区域及び準都市計画区域内における建築等許可申請手数料		件	180,000円(利害関係を有する者からの意見の聴取を要せず、かつ、大分県建築審査会の同意を要しない場合にあつては120,000円、大分県建築審査会の同意を要しない場合にあつては140,000円)	<u>181,000円</u> (利害関係を有する者からの意見の聴取を要せず、かつ、大分県建築審査会の同意を要しない場合にあつては123,000円、大分県建築審査会の同意を要しない場合にあつては140,000円)	-	

(単位：円)

手数料の名称・区分	単位	料金		
		改定前	改定後(案)	改定見込額
特殊建築物等敷地許可申請手数料	件	160,000	<u>161,000</u>	1,000
建築物の延べ面積の特例認定申請手数料	件	27,000	27,000	0
建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	件	160,000	<u>161,000</u>	1,000
壁面線の指定等がある場合の建蔽率の特例許可申請手数料	件	33,000	33,000	0
建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	件	33,000	33,000	0
建築物の敷地面積の許可申請手数料	件	160,000	<u>161,000</u>	1,000
建築物の高さの特例認定申請手数料	件	27,000	27,000	0
建築物の高さの特例許可又は高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	件	160,000	<u>161,000</u>	1,000
日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	件	160,000	<u>161,000</u>	1,000
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	件	27,000	27,000	0
高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	件	160,000	<u>161,000</u>	1,000
高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	件	160,000	<u>161,000</u>	1,000
高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	件	160,000	<u>161,000</u>	1,000
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	件	160,000	<u>161,000</u>	1,000
地区計画等の区域のうち再開発等促進区等内における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	件	27,000	27,000	0
地区計画等の区域のうち再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	件	160,000	<u>161,000</u>	1,000

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
地区計画の区域のうち開発整備促進区内の建築制限の適用除外に係る認定申請手数料		件	27,000	27,000	0
地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の制限の適用除外に係る特例認定申請手数料		件	27,000	27,000	0
区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例認定申請手数料		件	27,000	27,000	0
地区計画等の区域内において敷地内に道路に接して有効な空地が確保されている建築物の各部分の高さの特例許可申請手数料		件	160,000	<u>161,000</u>	1,000
地区計画等の区域内における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する特例又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		件	27,000	27,000	0
地区計画等の区域内における地盤面の上に公共空地を有する建築物の建蔽率の制限の特例認定申請手数料		件	27,000	27,000	0
予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料		件	160,000	<u>161,000</u>	1,000
仮設建築物建築許可申請手数料		件	120,000円(大分県建築審査会の同意を要する場合にあつては、160,000円)	<u>122,000円</u> (大分県建築審査会の同意を要する場合にあつては、 <u>161,000円</u>)	-
総合的設計による一団地内の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1又は2である場合	件	78,000	<u>79,000</u>	1,000
	建築物の数が3以上である場合	件	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額	<u>79,000円</u> に2を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した金額	-

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
既存建築物を前提とした総合的設計による一定の一団の土地の区域内の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1である場合	件	78,000	<u>79,000</u>	1,000
	建築物の数が2以上である場合	件	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額	79,000円に1を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した金額	-

【備考】

改正前	改正後（案）
1 建築物には、既存建築物を除く。	1（同左）

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
総合的設計による空地を有する一団地内の建築物の特例許可申請手数料	建築物の数が1又は2である場合	件	220,000	<u>223,000</u>	3,000
	建築物の数が3以上である場合	件	220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額	223,000円に2を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した金額	-

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
既存建築物を前提とした総合的設計による空地を有する一定の一団の土地の区域内の建築物の特例許可申請手数料	建築物の数が1である場合	件	220,000	<u>223,000</u>	3,000
	建築物の数が2以上である場合	件	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額	223,000円に1を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した金額	-

【備考】

改正前	改正後（案）
1 建築物には、既存建築物を除く。	1 （同左）

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
公告認定対象区域内における建築物の認定申請手数料	建築物の数が1である場合	件	78,000	<u>79,000</u>	1,000
	建築物の数が2以上である場合	件	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額	79,000円に1を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した金額	-

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
空地を有することとなる公告認定対象区域内における建築物の特例許可申請手数料	建築物の数が1である場合	件	220,000	<u>223,000</u>	3,000
	建築物の数が2以上である場合	件	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額	223,000円に1を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した金額	-
公告許可対象区域内における建築物の許可申請手数料	建築物の数が1である場合	件	220,000	<u>223,000</u>	3,000
	建築物の数が2以上である場合	件	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額	223,000円に1を超える建築物の数に28,500円を乗じて得た額を加算した金額	-

【備考】

改正前	改正後（案）
1 建築物は、新築又は増築等（建築基準法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。）を行うものに限る。	1 （同左）

(単位：円)

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料	件	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した金額	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した金額	-

(単位：円)

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	件	27,000	27,000	0
一の既存不適格建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合における当該2以上の工事の全体計画認定申請手数料	件	27,000	27,000	0
一の既存不適格建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合における当該2以上の工事の全体計画変更認定申請手数料	件	27,000	27,000	0
一の既存不適格建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合における当該2以上の工事の全体計画認定申請手数料	件	27,000	27,000	0
一の既存不適格建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合における当該2以上の工事の全体計画変更認定申請手数料	件	27,000	27,000	0
一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請手数料	件	120,000円（大分県建築審査会の同意を要する場合にあつては、160,000円）	122,000円（大分県建築審査会の同意を要する場合にあつては、 <u>161,000</u> 円）	-
証明手数料	件	400	400	0